

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第3、議案第1号 調停の申立てについての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者からの提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第1号は、調停の申立てについてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（産業建設課長 齊藤昌幸君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○9番（一瀬寿一君） ご承知のように今回で2回目の調停になるわけですが、大変町長もこの問題に関しては苦慮して心痛を察するところではありますが、当事者はなおかつ大変な思いをしていると思います。2年半を過ぎて精神的に相当参っているんじゃないかと思いますが、何回も一般質問や、また請願書も出たりしていろいろと話し合いをしていますが、まだ解決ができていないということの中から、再度調停にということ、私は調停に出すことを反対しているわけではございません。調停は調停でいいと思うんですが、まず相手方のこともよく考えた上でやってもらわないと、これは一向に・・・、平行線で行きます。

町長の方もただ議会の議決が15パーセントだからというようなことを言って、それをただそのまんま・・・、これは、私は前の申立てのあれをちょっとお借りして持っていますけれども、この現状でそのまんま調停を出すんですと、これはちょっとまた決裂になる。しかし、当局の方も再三再四話し合いをしている中で、1点だけ、弾力性をもった形で話しができるのかどうか。その辺を調停員に申し上げてあるのか、ないのか。

最後に7番目のあれを見ますと、工事内容と自己負担比率については合理的な折り合いを付けることを目指したいということですから、ここのニュアンスは結局今までの数字のことではなくて、相手方とうまく話し合いができるという形のものでしょうか。その点をちょっと町長でもいいし、課長でもいいから教えてください。

○町長（齋藤文彦君） ちょっと詳しく言いますけれども、再度調停をお願いすることになったわけですが、先ほど課長が言ったとおり、前回調停が不調となって以降、土屋さん

との協議を継続している中で、先ほど申しましたとおり、工事方法については吹付法枠工法を提案し、土屋さんの了解を得ました。

また、自己負担割合に関する町の方針と土屋さんの要求が折り合わないまま今日に至っているわけです。しかし、土屋さんの協力が得られないので、当町も工事ができないわけですが、やっぱりこれを放置しておくことはできません。やっぱりモルタル吹付面が再度の強い雨で崩壊する可能性も大ですし、接触している土屋さんの家を破損する可能性が大で、早期に、早く解決したいなと本心で思っているわけですが、個別交渉では合意に至らないことが明白となっています。

また、昨年の9月議会で相手方主張の5パーセント条件否決を含めた請願趣旨採択の議決を受けましたので、再度裁判所の調停の手続きの場を借りて冷静な協議を進める中で、工事内容と自己負担比率についての合理的な折り合いを付けることを目指したいということで、再度調停をお願いするわけでございます。

町の基本としては、その15パーセントのまま基本姿勢を守っていくわけですが、これはまだ調停がやるかやらないか決まっていなくて、こういうことを言うのはあれですが、調停員から和解案が出てきたら内部で検討して、町の結論が出て、最後は議会の議決をお願いするということになると思います。

○9番（一瀬寿一君） 要するに、これはあくまでも裁判所で裁判をやっても、いずれ最終的には和解をしなさいと。当事者同士でいいところ、落としどころですね。早い話が、この辺でもういいんじゃないかという数字的なものが、これが落としどころと、ちょっと和解案になるわけだけども。いずれにしても、当局が前々と同じ文章でそのまま調停にかけるんだとすると、やっても意味がないよと。それだったら、当事者と和解ができるような話し合いをもう少しの方がいいんじゃないかと私は思うわけだけども、一応今回はもう一回申立てを出したいということですから、それについては私も異存はありませんけれども。しかし、同じ文章だとすると、これは同じ結果にまたならざるを得ない。そのときの第1回目に分担金、これの問題、それで工事施工の方法の問題。工事施工の方は課長も何回も行って、お骨折りをいただいて、施工方法についてはある程度の了解を得たということですから、2番目はいいですね。3番目に、ここの調停の中の話を見ますと、建物の補償はどうなるのかということも出ています。

それともう一つは、今までの精神的な苦痛のことはどうなっているのかというようなこと

も調停の中のあれで出ているんですよね。これは別として、これは回答はいりませんけれども、いずれにしろ、こういうことで精神的に2年半も苦痛をしておられるという中で一番大事なところは、15パーセントでということになってしまうと、調停のあれなんか出す必要は私はないと思います。そうじゃなくて、相手の気持ちも汲んで弾力的な考え方を持ちながらやるということなら、これは私はいいと思うんですけれども、無駄なことを何回も何回もやったってだめだと。それじゃあ、本人と「どうだね。このくらいの負担率でお互いに話をしましょう」という話にしなければ、無駄なことになると。そこのところを私は聞きたいわけです。

だから、調停の方でどういうふうに言われるか、本人の方でどういうふうに言われるかわからないけれども、そこで話し合った結果は、それでいいと思うというような考えを持って・・・、これはあくまでも、それじゃあ15パーセント以下じゃ町が・・・、当局がだめですよということじゃ・・・、町長はこれは返事をできないと思う。おそらく、立場が非常に苦しい立場でできないと思うけれども、その辺のところ課長はどうですか。

○町長（齋藤文彦君） まだ調停が始まっていないわけですから、ああだこうだ言えるわけがないですけれども、町の基本姿勢としては、始まったら自己負担率の15パーセントを基本姿勢でいくということでございます。

（一瀬議員「課長も返事を」と呼ぶ）

○産業建設課長（斉藤昌幸君） いま町長の方も言いましたとおり、当然15パーセントの基本姿勢で臨みます。先ほど町長の回答の中でも調停の中で、調停員が出されました和解案等の内容につきまして、当然のことながら一つの争点というんですか、合意点に至るのかどうか、その辺の和解案等が示された段階で一旦持ち帰りまして、内部検討して、最終的に決断をしていくような形になるのではないかと思います。もちろん当然町長の決断ということでございます。

○9番（一瀬寿一君） ある程度わかっておりますが、当然これは、申立ての議会の議決を得て出すわけでしょう。ですから、調停に出してみなければわからないとかなんとかじゃなくて、町長、これは申立てに出したいから、今回この議会の議決を得たいということなんです。ですから15パーセント・・・、だからその今の15パーセントを下げるとか、下げないとかということはいいいと思う。しかし、その調停で決まったときに、こういう話になったよというときには、課長が先ほどいま、言いましたよね。持って帰ってきて、もう一度最終的に返

事をする。こういうことになるとと思いますが、そういうことであるならば、私もはっきりさせておかないと、せっかく第1回目に調停した意味がない。二度も三度もやる必要はない、そういうことで、今回の調停に申立てるということは私は異存がないと思っているわけですが、その辺のことをちゃんと考慮しなければ、これは問題解決できませんよ。これだけ最後に言うておきます。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○10番（鈴木源一郎君） これは町長の出身地の岩地のごく近いところで、年配的にも似たような歳の間柄の人の家で起きた崩落事故のわけですね。だから、1回調停をやって不調に終わったということですが、この調停を再度かけてやる必要があるのかと、もっと直に・・・、本当に近い間柄ですから、直に交渉をして、それで妥協点を見いだすということをしなければならない事件だと思うんですよ。どういうことをやって、この2回、同じように2回目の調停に持ち込むということになったわけですか。どんな努力をしたんですか。やっぱりこれはどんなことがあったって、近い間柄ですからね。だから、妥協点を見いだそうということやるべき仕事じゃないですか。強いて2回目の調停をやる必要は・・・、道筋が違うと思うわけですが、どうですか。

○町長（齋藤文彦君） 24年の4月23日に事故が発生したわけですが、本当に、だけど、個別交渉では何回やっても合意に至らないというのが明白になっているから、調停をお願いしているわけで、個別交渉でそれなりのことができると思ったら、とっくにこれは終わっていると思いますよ。

だから、それができないから、調停をお願いするわけでございます。

○10番（鈴木源一郎君） 町長のこれまでの、この間の話の中に15パーセントを崩すと・・・、15パーセント負担のラインを崩して、これは10パーセントだとか、7パーセントというふうに崩すと悪しき例になって、前例になって後々の收拾ができなくなるということを盛んに言ってきたわけですが、現場の状況を・・・、すぐ背後の片側のところに町道のさくらみち町道としてあるということとか、あるいは上から、車道からこぼれてきた水が擁壁の裏側に回って擁壁を押したということの、その水のもととは結局道路・・・、上の車道があったと、車道に要因があったということは、絶対そうじゃないよと言い切れないというこの間の議論等を踏まえて特殊事情ということでやれば、これは決して悪しき前例にはならないというふうに思いますけれども、どうなんですか、そこは。

今までもやってきた議論ですけれどね。

○産業建設課長（斉藤昌幸君） 確かに鈴木議員の今のご質問については何回もご質問があり、回答した内容でございます。確かに車道から土屋さんのお宅の問題の斜面まで水が来る。これは当然のことながら、どこでも水は来るわけでございます。ただ問題は、我われとしましても、水はどこからでも入るわけでございますけれども、最終的に、根本的に先ほどの議案の説明の中でも吹付モルタルの中で水抜き穴の少ないモルタルの背後に浸透し、崩壊したということで中間報告にもありましたとおり、そのような形で災害の要因があったというふうに、我われの方では考えています。

ただ、そこで負担率をどうこうということは、やはり非常に厳しいものがあるかと思えます。やはりここが、岩地だけが特別というわけでもないわけでございます。以下、町内のほかのところでもそのような場合があったとしても、やはり同一に考えておかなければ、行政の公平性というものを確保するためにも同一で考えていきたいと考えております。

○10番（鈴木源一郎君） 水の寄ってくる・・・、どういうわけでそこに水が来ていたかというようにことももちろんあるし、それから15パーセントという町が出している線は、関係の分担金条例を見ても、ここのところは15パーセントの根拠だという箇所は明確ではないわけですね。運用で15パーセントが必要だよと、分担していただくことが必要だと言っているということであいまいなわけでしょう。それは何条の何項に明確にどこかにあるわけですか、ないですよ。

だから、執行のふり幅のある部分で15パーセントと言っているわけですからね。だから、15パーセントをうんとこだわらなくても根拠は若干あいまいであるということからみても、そこは譲って何パーセントか・・・、5パーセントなり7パーセントに譲っても、条例上もだめだということではないというふうに思いますけれども、どうなんですか、そこは。

○町長（齋藤文彦君） 何回も繰り返しになるわけですがけれども、そのようなことがあるから、調停ではっきりしてもらいたいなと思っているところでございます。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○8番（斉藤 重君） 1点・・・、同僚からいろいろ意見が出ていますけれども、いま課長が言った全町平等的ないろいろの対応ということについて、ちょっとひとこと言いたいけれど、岩地のこの事故についてのことを、分担金条例を決するとき、4月1日から行われるということを決めた議会のときに、一議員から「岩地のこの星山線については、どういう対

応をするか」と言ったら、町長は、はっきりと「この件については、今回のこの条例には当てはめない」と、これははっきり言っているから、それだけは忘れないで。途中からそれが忘れられているよ。それだけは、ぼくははっきりと頭にあるし、町長、はっきり言ったよね。

それは、これから・・・、いま課長の言葉は、それから除外しないとうまくない。それだけは承知しておいて。

もう一つ、今日のこの本条については、もうこれは最後の7項目についての件を含む中で、いい解決ができるんじゃないかと思っているから、とやかに言わず賛成するんですけれどもね。以上です。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○6番（土屋清武君） 議長、了解いただきたいのは、この調停の要項関係ではないですけれども、この災害に関する関連の関係ですから、ちょっと了解いただきたいと思います。

○議長（稲葉昭宏君） 許可します。

○6番（土屋清武君） その質問というのは、いまこの現場の現況を見ているのかどうか。

それで、この災害のあった時には、当時この法面を施工した業者が来て、すぐ撤去をするということで進んだわけです。ですけれども、それは町の方でストップをかけた。それはいろいろ調査をしたいということだったようですけれども。実は現況が、今はもう土砂が土屋さんの軒先まで接触しちゃっています。昨夜の雨あたりでも結構あれでしょう、相当に圧力をかけているでしょう。生命財産を行政は守らなければならないわけですけれども、今回の場合、このことに・・・、この負担関係に応じなければ、話し合いがつかなければ、それはしょうがないよと、あとは、被害があろうがなかろうが、もうそれは応じないから、そのままにしておきますよというような考えですか。一時は、あれは一番初めの23日の被害の時には、その1カ月、2カ月後くらいでしたか・・・、土砂を取ったんですね。ですけれども、今は全然取らないで、雨が降ろうが、心配だと思っんですよ。それを、現況を見ないで、あのままですと置くんですか。

私は、昨日・・・、一昨日ですか、見たけれども、本当に怖いですよ。それを、町の方ではそのままにしておくのかどうか、ちょっとこちら辺の意見をお伺いします。

○産業建設課長（斉藤昌幸君） 現場につきましては、ブルーシート等を掛けて雨水が浸透し

ないように手当てはしております。土屋議員が先ほど質問の中で、土砂を取った・・・、それ以降にブルーシートを掛けているわけでありまして、それにつきましては、大きな雨、台風等が来る時には、事前に点検をし、そして、ほころび等が生じていたならば、再度業者に委託して修繕等の対応はしているわけでございます。

ただ、その中で必要に応じて土砂撤去等が必要になった場合には、応急的にはやっていかなければならないということは承知しております。

○町長（齋藤文彦君） 私も、土曜日、日曜日にはオートバイでちょっと・・・、直接土屋さんに会うことはないですけども、農道から何から全部見えています。ただ、私が先ほど言いましたとおり、これからも斜面が強い雨で崩壊したり、土屋さんの家を破損する可能性が大だということで、早期に解決したいということで調停をお願いしているわけですから、これをぜひ議会を通していただいて、早く調停に入ってもらって解決を図りたいなと思っております。

○6番（土屋清武君） 調停を申立てることについては、それで話し合いをして、なるだけ早い時期に解決したいという趣旨が理解します。しかしながら、その間でも、もう軒先を押し込んでいるわけですよ。現況はもう・・・、昨夜の雨だって、その力は相当の圧がかかっていると思いますよ。

この前に、設計した人が調査した結果で、相当前へ出ているそうですよ、全体的に。昨日見た時には、基礎がもう割れていました。そういう被害を・・・、起きるのが目に見えているわけですよ。それがこの調停が、きりがつくまでそのままにしているか、大変心配ですよ。本人ももう自宅の方へ戻っているわけですから、もしこれが土砂が一気に流れてきた場合、人命に影響しますよ。

ですから、これはこれとして、負担金は負担金として、この調停でやることはいいですけども、その前にやるのが・・・、町としてはやることのあるのではないかと考えますけれど、もう一度お願いします。

○産業建設課長（斉藤昌幸君） 確かに交渉がもう折り合いがつかなければ、現場の方に手を付けられないということはずでにご承知かと思えます。ただ、事前に既設の、いま現在崩壊しているモルタルについて、事前に応急的に撤去したらどうかという具体的な、そういう質問かと思えます。その件に関しましては、やはりこの調停等の進展等を含めまして、改めて内部で検討していきたいと考えております。これについては、調停と並行しながら考えなけ

ればいけない事項かと思えます。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○1番（藤井 要君） 今までの議論を聞いておられますと、土屋側の一方的なというか、そういうふうには受け止めて、私が当局側だったらどういう反論をするかなということ、ちょっとやりたいと思えますけれども。これは、当局の関係も最初のボタンの掛け違いと言うんですか、いろいろありまして、お互いに妥協点が見いだせなかったからこういう結果になって、いま雨が降ってもどンドン、どンドン被害が増えていくというような状況になっている。それを初期対応で、土砂を本人さんがはじめ取ろうとしたということをやちょっと伺っております。私はただ聞いただけです。その中で、当局側がそのままの状態、西伊豆の災害を見てもそうですけれども、初期対応は当局がスムーズに行く。あとの関係は、また行政との関係もあるでしょうけれども、個人の責任というのがあるわけですね。そこを、いま議論を聞いていますと、一方的に当局が当局がということになりますけれども、私は観点を反対から見た場合に、じゃあ、どンドン、どンドン家がだめになるときに、もしいま自分で工事費が・・・、ちょっとこれは出せるか、出せないかは別としまして、やって、反対に土屋氏から当局に私は直すのにこんかいかった。だから、町に訴えて、町がこんかいのお金をよこすと、それだって早い解決の方法ではないかと思えます。

ですから、一方的な・・・、これは調停に出すわけですから、そういう話もまた出てくるかと思えますけれども、一方的に町がどうしろこうしろ・・・、先ほど話が出ましたけれども、最初の頃、あの土砂を取ると、上がまた崩れてきて、また災害が起こるんじゃないかという話を言っていましたよね。そして、今回じゃあまた取るのになると、もう崩れているのをどンドン・・・、またおかしな話にもなる。

ですから、先ほど言いましたように反対からの視点でやることも、土屋さんも必要じゃないかと思えます。

それから、約3年経っているわけですね。最初当局の対応も悪いと言いましたけれども、本当にブレまくりましたよね。これは、調停が終わってから8回ほど土屋さんと話をしたということですね。そして、9月に請願が上がりました。話にもならないからということで、たぶん1回も行っていないんじゃないかと思えますけれども、先ほどほかの議員から話も出ていましたけれども、調停にならないで話し合いができないものかと・・・。もう当局は頭の中で、最初からもうこれは行っても話にならないから・・・、普通そんなことを、もし



私でしたらできませんね。やっぱり何回も話しに行っ、その中で、「もうこれじゃあしょうがないね。もう裁判とか、そういうところに出るしかないですね」と相手方にやっぱりやると思いますよ。その点どうですか、町長。9月から何もやっていないようなあれも含めて。

○町長（齋藤文彦君） 最後は私が決断を下すわけですけれども、私が土屋さんと前の武博さんとはじめの頃は会いましたよ。だけど私が会って話しをすると、「町長がこう言ったじゃ」ということで、すぐそういう話が出てきて、私が出ていくと変な方になっていくので、私はそれから直接会ったことはございません。私が行くと、また変なことになってしまうのですから、そういうことでございます。

あとは、課長の方からちょっと・・・。

○産業建設課長（斉藤昌幸君） 私が4月に来まして、9月の請願の議案までの間約7回から9回くらい折衝したわけでございます。その間でも私の方としても、どうしても、いずれにしても合意点を見いだそうと思ひまして、土屋さんの方で拒否しているテラセル工法についても吹付法枠ということ提案してまでもなんとか合意を目指してきたわけでございます。ただ、その中でも非常に争点の違いがありまして、非常に厳しい交渉事であったことは否めないわけでございます。

請願が9月にありまして、一応趣旨採択という議決をいただいたわけでございます。ただ、それ以降、土屋さんと交渉しても結果的には同じ平行線をたどるのであれば、今回のように改めて再度の調停に諮っていききたいという考えで今日に至ったという経過でございます。

○議長（稲葉昭宏君） 申し上げます。今回のこの議案の上程の趣旨というものをもう一度考えていただいて、議論を元に戻すような、今までの議会でも何回もこれは議論をしてきたわけですから、そこらを頭に・・・、自覚しまして質問をしていただきたいと思います。

○1番（藤井 要君） ですから、この申立てについて私はやるのはもうしょうがないと。でも、今日のは申立てをやるか、やらないかということでやっているわけですからね。先ほど話も出ましたように、やらなくてももっと話ができるんじゃないかというようなことも言っていますけれども、私は、もうここまできていたったらやる、それしかないと思いますよ。同じ土俵に上げまして、そして、やると・・・。相手が、なんか最近の話ですと、出てくるようなこともちょっと聞いておりますので、その点は進展もあるんじゃないかと思ひま

す。どこまで歩み寄ってくれるのか、歩み寄るのか、どちらかわかりませんが、そういう面では、やっぱり早くやらなければ、どんどん、どんどん、いま話を聞いておきますと、だめになってきているということですので、もう一時も早くかけて、そして解決を・・いづれに分かれるか、話し合いがつくのかは別としまして、決着をつけなければ、これ以上悪くなるというようなことを避けるべきだと思いますので、どんどんやってもらった方がいいんじゃないかと私は思っていますけれども。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○5番（高柳孝博君） いろいろ経緯があって、今回に至ったわけですが、議会の立場としては、条例の中で議会で決めるというところで一旦15パーセントというものを決めて、なおかつそれで調停にかけてうまくいかなかったわけですね。経緯からするとそうなんですけれど、早くやらなければいけないというのは、その後また請願が出たときに、議会も議決しているわけです。

一方で、この中で一番肝心なのが、合理的な負担金というところがやはり引っかかってくるんだと思います。その合理的な負担金という中で、確かに土屋さんがおっしゃられる5パーセントであるとか、低いレベルでどうかという主張もありますけれども、一方で住民全体の立場で見ると、その負担金が下がっていくということは住民全体のお金を使うということになるわけですので、そのところのあたりで、住民の中には、そんなに下げていくのなら監査請求をかけるというくらいのお話もあるわけです。そう言ったことも勘案して、合理的というか、私はこれが出てきたと踏んでいますので、そのあたり、いろんな考えがあると思うんですが。もしそういった・・、先ほどのお話ですと、調停の中で調停員さんが出してきたものを尊重して再度議会にかける。私は本当にそれでいいと思いますので、早くやることをとにかく、まず相手の方にテーブルに乗っていただいて詰めていただく。そのことをやっていただきたいと考えているわけですが、そのあたりの今後の進め方についていかがでしょうか。

○町長（齋藤文彦君） 先ほど申したとおり、基本線は15パーセントを堅持していくということでございます。まだ仮定のことでどうなるかわかりませんが、調停員が、いろいろの和解案が出てくると思うんですけれども、そのときに、内部で話し合うときに、内部もかなり皆さん方の意見が、ちゃんと15パーセントでありますので、低いことはなかなか難しいと感じています。だから内部でちゃんと結論を出して、議会の方の議決を得るということになると

思いますので、そのような形でいきたいと思います。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○7番（関 唯彦君） 関連で質問させてください。なんか今の町長の話はちょっとおかしいことを言っているんじゃないかなと思うのが一つあるんですけど、これを調停に出すことはいいんですね。調停を出して、調停員から調停案が出てきたときに、あなた方が判断することじゃないんですよ。

調停案が出たときに、その案でいいかどうかを議会が判断するんです。あなた方が内部で判断することではありません。いいですか、そのことを間違えないでおいってください。今なんか話を聞いていると、間違いを起こしているような気がする。

調停に出して、調停員から出てきた案は、議会がその案でいいかどうか判断することで、あなた方が判断することではありませんので、そのことだけはちゃんとしっかりしておいてもらわないと困りますよ。

だから、あなた方が調停に出して、あとは議会に全て任せるということですから。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（佐藤作行君） 1点だけちょっとお伺いしたいんですが、基本的には、この調停にかける案というのは、前回と大きく変わっていないということで、前は皆さん全員賛成で通ったわけですので、今回について調停にまたかけるということで、これは賢明な判断だと思います。

それで、例えば、だめになった場合は町としては裁判にかけるというようなことが残されていると思うんですが、そこらは町長は、そういう意思があるのかどうか、ちょっと1点だけお伺いしたいと思います。

○町長（齋藤文彦君） 町が町民を相手に訴訟を起こすということは慎重にならざるを得ないし、そういうことは考えていません。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

（関議員「私の答弁がきていない」と呼ぶ）

○町長（齋藤文彦君） ちょっと私は勘違いをされていて、調停案が出たら、そのまま議会にかけるのではなくて、ぼくらの方で練って、それなりの結論を出してから議会にかけようと思ったわけですけども、そのまま・・・わかりました。

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。こ

れにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(稲葉昭宏君) 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

○10番(鈴木源一郎君) 私は本案に反対いたします。いろいろな理由書なども、なるほどそれは当局の言うとおりでという面もないわけじゃないですけども、全体として調停を再度やるというその手続きですね、それは妥当じゃないと。やっぱりさっき質疑で言いましたように、町長の地元の地区の中で起きている事件ですから、当然示談で、どんなに苦労があっても、どんなに容易でないことがあっても示談で話を詰めて妥結を図ることが必要で、調停を再度やる必要はないと思います。以上。

○議長(稲葉昭宏君) 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○1番(藤井 要君) 私は本案に賛成いたします。今、どんどん、どんどんとだめになっている、そういう状況の中で、当局も話し合いをするという意味がないというような中で、早期解決を図るのには、一刻でも・・・、調停に上げてもらって、お互いに納得できる点を早期に見いだすということで、本案に賛成いたします。

○議長(稲葉昭宏君) これをもって討論を終了します。

これより議案第1号 調停の申立てについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(稲葉昭宏君) 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---